

第75回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年3月30日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
日本橋室町三井タワー3階
室町三井ホール&カンファレンス ホール

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2022年3月29日（火曜日）午後6時



目的事項

報告事項

1. 第75期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

証券コード 9260
2022年3月15日

株主各位

(本社所在地) 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

(登記上の本店所在地) 兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号

西本Wismettacホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長 洲崎良朗

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（41ページから51ページ）をご検討いただき、後記「議決権行使方法についてのご案内」（3ページから4ページ）をご高覧のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 日本橋室町三井タワー3階
室町三井ホール&カンファレンス ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第75期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

<株主様へのご連絡>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.wismettac.com/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.wismettac.com/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載させていただきます。
- 株主総会の一部の模様は、後日、当社ウェブサイトに掲載する予定です。

<新型コロナウイルスの感染拡大防止対策へのご協力のお願い>

- 当日ご出席される株主様におかれましては、マスクをご持参、ご着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
- 発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をご遠慮いただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温含め体調を確認のうえ、マスク着用にて応対させていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更する場合がございます。運営に関して変更等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.wismettac.com/ja/ir/stock/meeting.html>)においてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面によるご行使

行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによるご行使

行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後6時行使分まで



パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ
出席



株主総会
開催日時

2022年3月30日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)等により二重に議決権行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■ ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

■ 議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法(インターネット等)による議決権行使を行っていただくことも可能です。



「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

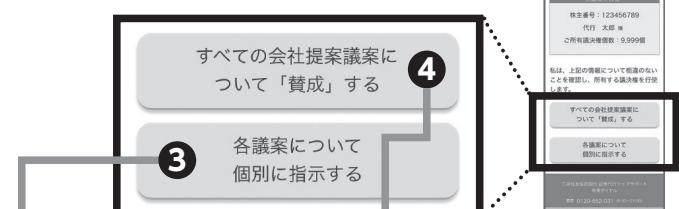
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用
議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を
スマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソー
ウェーブの登録商標です。



② 議決権行使 ウェブサイト を開く

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が
開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について 個別に指示する



画面の案内に従って各議案の
賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、
同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく
必要があります(パソコンから議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ
直接アクセスして行使いただくことも可能です。)。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただけ際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



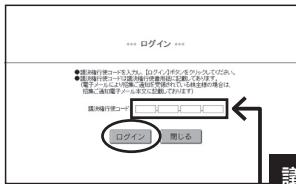
インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする



同封の議決権行使書
用紙に記載の「議決権
行使コード」をご入力
ください。

③ パスワードを入力する

*** パスワード認証 ***

● パスワードを入力してください。パスワードをクリックしてください。
● パスワードを入力する場合は、必ず「パスワード」をクリックしてください。
(パスワードを忘れたら、パスワードリセットボタンをクリックしてください。)



同封の議決権行使書
用紙に記載の「パス
ワード」をご入力くだ
さい。

パスワード

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

事 業 報 告
(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新たに新型コロナウイルス変異株によるパンデミックに見舞われたものの、そのピークからは脱し、全体的には回復に向かいました。しかしながら、ワクチン供給の不均衡等により、先進国と途上国との格差・分断は一層深まり、ワクチン接種が進んでいる先進国においても、感染の沈静化と再拡大の波が繰り返されました。さらに、規制緩和に伴う需要の増加が加速する一方、物流の混乱により供給の回復が遅れ、米国や一部の新興市場国では急速にインフレが進行し、経済の回復は未だ不確定性を伴うものになっております。

このような状況の下、当社グループは食を扱う企業としての使命を再認識し、従業員の健康を保全しながら、美味しく安全な商品を世界各地の顧客取引先及び一般消費者に安定的に供給することに努めてまいりました。同時に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業の回復と安定化に取り組んでまいりました。

当社グループの主たる事業は、日本をはじめアジア諸国の食品・食材を、北米・欧州・アジア・オセニア等の国・地域へ販売する「アジア食グローバル事業」並びに生鮮青果を中心に輸入農水産品の国内販売、及び国産生鮮青果の輸出と三国間貿易を行う「農水産商社事業」であります。その他、海外のブランド食品や自社で企画・開発したキャラクター・シーズン商品を国内の輸入食品店や生活雑貨店に販売する事業や、ナチュラルサプリメントの開発・販売事業も行っております。

アジア食グローバル事業は、主力販売先である北米地域では持続的・安定的な収益実現を目指し、引き続き事業構造改革に取り組んでまいりました。また、成長戦略として、北米以外の地域においてM&A等の手法を活用し、事業基盤の拡充を推進してまいりました。

農水産商社事業は、国内の卸売市場・量販店・外食産業の3つを主力販売先として、輸入農水産品の販売拡大に注力してまいりました。さらに、これまでに培った海外調達力に加え、国産青果物の輸出や三国間貿易による中国市場向け販売拡大等、海外販路の拡充に積極的に取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高2,132億48百万円(前期比26.6%増)、営業利益73億1百万円(前期比268.3%増)、経常利益72億4百万円(前期比320.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益50億28百万円(前期比394.8%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、セグメントの売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。

[セグメント別業績の概況]

① アジア食グローバル事業

アジア食グローバル事業の当連結会計年度における業績は、売上高1,624億57百万円(前期比39.0%増)、営業利益82億57百万円(前期比356.7%増)となりました。

売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うロックダウン等の規制により、前期はレストラン向け売上が大幅に減少いたしましたが、当期においては一部に影響は残ったものの、全体的には順調に回復し大幅な増収となりました。

利益面では、前期は上半期における大幅な減収による減益に加え、貸倒引当金繰入額、及びたな卸資産評価損の計上がありましたが、当期においては増収による増益に加え、収益回復のための様々な施策の実施、たな卸資産評価損及び貸倒引当金繰入額の戻入もあり、大幅な増益となりました。収益回復のための具体的な施策としては、デリバリー・テイクアウト・グローサリー向け商品の拡充、原材料・海上運賃・人件費等の費用増加を想定した早期の価格調整、及び販売管理費の削減等を実行いたしました。

主力の北米地域は、ワクチン接種の進展に伴う規制緩和やリバウンド消費需要もあり、レストラン向け販売が当初予想を超える回復を遂げ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響前である2019年度の水準以上に伸長しております。グローサリー向け販売は、自宅消費用商品を扱うことから、新型コロナウイルス感染症拡大以降、中食・内食傾向の高まりをうけて伸長し、業績を下支えしておりましたが、レストラン向け販売が回復をみせた後も好調を持続しております。

北米以外の地域では、ヨーロッパ地域はワクチン接種が比較的早く進み、国別には差があるものの、概ね順調な回復を遂げました。一方で、アジア・オセアニア地域では、これまで水際対策等において比較的成功を収めていたにもかかわらず、急速な感染拡大により断続的にロックダウン等の措置が取られた一部の国・地域において、レストラン向け販売を中心に大きな影響を受けました。その後ワクチン接種率を基準として規制が緩和されると、売上・利益ともに急速に回復し、年間を通しては好調な業績を記録いたしました。

② 農水産商社事業

農水産商社事業の当連結会計年度における業績は、売上高470億85百万円(前期比1.8%減)、営業損失1億11百万円(前期は6億83百万円の営業利益)となりました。

売上高は、上半期においては、台湾産パインの特需や、全国的な供給不足の中での在庫調整による価格上昇が奏功する等、好材料もありましたが、下半期においては、緊急事態宣言の長期化や安値の国産品との競合により、主力の輸入青果の需要が低迷いたしました。第4四半期に入り営業時間等の規制が緩和された後も外食産業等の需要回復が遅れた結果、前期比で減収となりました。

利益面では、前期も販売低迷による在庫過多と価格低迷により収益確保が困難な状況でありましたが、当期は第2四半期と並ぶハイシーズンとなる第3四半期において損失が生じたことにより、減益となりました。第3四半期における損失の主な要因は、産地における品質不良に加え、世界的な物流混乱に起因する入港スケジュールの遅延から在庫が滞留し、相場が大きく崩れたことによります。さらに、円安による仕入原価上昇や、物流の混乱により需給予測にもとづく在庫コントロールが困難となる中、在庫回転を優先した販売施策の実施が利益を減少させる結果となりました。

③ その他事業

その他事業の当連結会計年度における業績は、売上高37億4百万円(前期比1.6%増)、営業利益41百万円(前期比69.2%減)となりました。

上半年に最も売上が期待できるバレンタイン・ホワイトデー商戦においては、計画的な仕入縮小や販売管理費削減等により利益を確保いたしましたが、緊急事態宣言等の断続的な実施によって、4月以降も主要顧客である小売業態が営業時間短縮等の影響を受けたことや、物流停滞による品不足の結果、第2四半期から第3四半期にかけて販売が減少いたしました。第4四半期には遅延していた輸入商品が順次入荷され、またハロウィン・クリスマスのイベント商品販売も好調に推移し、収益回復に寄与したものの、年度を通しては増収減益となりました。

なお、当社グループでは世界的な食に対するニーズの多様化を成長分野として取り込むために、「食」の領域と「医(ヘルスケア)」・「Eco」・「新しいライフスタイル」・「Food Informatics」等が融合する新たな領域における取り組みを進めておりますが、新規事業として、「胃切除者向け食品の提供」(食×医)を開始するとともに、著名高級飲食店の中食ビジネス支援を目的とした「中食ライブキッチン事業」(食×新しいライフスタイル)の立上げを行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は9億58百万円であり、その主なものは、北米における倉庫設備等の増設、及びシステムプラットフォームの整備に伴う投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に備えた手元流動性の確保、及び中長期的な事業規模拡大に伴う資金の需要に備えて、長期借入金として112億62百万円の資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取巻く食のグローバル流通事業の外部環境は、新興国の所得水準向上やいわゆる米国ミレニアル世代の台頭に代表されるような食の多様化、供食形態の変化(外食・中食需要増)、人口増加による食料資源問題、為替変動等により激しく変化しております。他方、日本食を中心としたアジア食品のグローバル化の進行は未だその途上と考えられます。

日本食のスタイル及び食材は、2013年に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことにも代表されるように、世界における認知度や評価は年々高まっており、伝統的な和食スタイルのみならず、現地の食生活により馴染む形で発展、浸透しつつあります。

また、世界的な環境問題や個々の健康に対する関心が高まり、それらの課題と味・嗜好との両立等、食に対するニーズがさらに多様化する中、既存の食品業界の領域を超えて、様々な技術・サービスが新たに生まれております。

これら外部環境の大きな変化に先んじて対応し、持続可能な収益基盤を構築していくためには、当社グループの事業構造を継続的に改革していくことが切要と考えております。具体的には、既存事業における一層の収益性向上を目指すべく、以下の戦略・方針を実現してまいります。併せて、世界的な食に対するニーズの多様化を成長分野として取り込むために、「食」の領域と、「医(ヘルスケア)」「Eco」「新しいライフスタイル」「Food Informatics」等が融合する新たな領域において、専門的かつグローバルなソリューションを提供する企業グループを目指し、新たな事業分野に対する人材投資を継続してまいります。

① 営業戦略

アジア食グローバル事業では、より強固な営業基盤を構築するとともに、従来の主たる顧客である日本食レストランや日系・アジア系の量販店に留まらず、非日系の量販店等、新規顧客の開拓を推進することでシェアの拡大を図ります。北米での成長を維持しつつも、北米以外の地域についても、より一層積極的に市場開拓に向けて取り組んでまいります。本事業は、各国の食品に係る各種規制対応等、グローバルに事業を開拓する上で新規参入障壁が高い分野であると認識しております。併せて、当社グループは100年を超える実績のもと、世界各国に拠点を有し、輸入卸と物流機能を一気通貫で展開可能な体制を整備しております。そのような競争優位性を活かしながら、各地域のニーズ・嗜好や新型コロナウイルス感染症拡大以降の消費形態の変化に対応した商品の開発、フードセーフティの強化、事業オペレーションの効率化等によって更なる差別化を図り、中長期での収益性の向上を達成してまいります。

また、多様化する食のニーズを捉え、新しい食材やメニュー、新しい食の文化を探求・提供していくことが、当社グループの使命と心得、各において、より現地に根差した活動を行っております。現地のニーズを反映した商品開発や、非日系大手量販店等の新たな販路拡大に結び付けられるよう、専門スキル及び広範なネットワークを有する現地プロフェッショナルの採用を積極的に進めてまいります。

農水産商社事業では、サンキスト・グロワーズ社の日本輸入総代理元として、柑橘類を中心に生鮮青果の幅広い商品を全国の卸売市場、量販店及び外食産業へ販売しております。卸売市場の規制変更等国内の事業環境の変化を踏まえ、今後は同社との取引を一層深化させるとともに、グローバルな調達力と輸入青果に係る国内販売網の両方を有する企業として、これまでに培った知見や技術、取引先との信頼関係を活かし、中国を中心としたアジア各国への販路を拡大してまいります。その一環として、2021年11月16日付にシンガポールの有力青果物輸入卸商社であるBan Choon Marketing Pte. Ltd.の全株式取得契約を締結(実行は2022年1月7日)いたしました。同社を東南アジア地域における農水産商社事業の核として位置づけ、同地域の青果物事業の拡大を目指すとともに、同社の販路を活かし、アジア食グローバル事業の規模拡大にも繋げていく計画です。そのほか、各國より調達した水産物を日本国内に販売する等、複合的な販売活動も展開しております。

その他事業では、海外のユニークなブランド食品を日本市場に紹介する他、ハロウィン、クリスマス等のイベント商品やキャラクター商品の企画・販売を行っております。この他には通販ギフト、催事への出店、サプリメント販売の各事業にも取り組み、食が創り出す楽しさ・喜びを国内一般消費者にもお届けしております。キャラクター商品の販売については、新型コロナウイルス感染症拡大以降、主要顧客である小売業態の営業規制等による影響を受けておりますが、ECサイトの取り組み等、販売網の多様化にも努めております。

② 商品戦略

当社グループは、北米地域を中心に世界各国へ日本食を中心としたアジアの食品・食材を供給しております。そのため生産者やメーカーと協働し市場ニーズを的確に捉え、各地のマーケットに合わせた商品を企画・開発し提供してまいりました。1921年に商標登録したプライベートブランド「Shirakiku」は、以来1世紀にわたり有数の日本食ブランドとして米国を中心に世界各地で親しまれています。今後もその商品ラインナップを拡充し、「健康・安全・美味」を象徴するブランドとして一層強化・育成してまいります。

当社グループの商品戦略は、既成の商品をそのまま販売するだけでなく、マーケットから求められている商品を開発していくことを基本方針としております。そのために各国の日本食レストラン経営者及び食品メーカーとの連携を密にし、商品開発にあたっては現場で収集した情報を生かし、資源動向、需給バランス等の変化に対応していくよう取り組んでおります。また、新たな販路開拓に係る施策として、非日系レストラン及び量販店に向けた商品開発も強化しております。

③ 物流・システム戦略

当社グループでは、特にアジア食グローバル事業において自社で小口配送網を持ち、きめ細かな物流サービスを提供しております。このことは、大手の卸売会社を容易に参入させない優位性を堅持する一方、一部の国・地域においては、在庫管理、流通加工及び配送業務において、人手に頼った非効率なオペレーションに依存していることも否めません。

世界的に物流にかかる人件費が上昇している中、当社グループは次のような施策を推進し、在庫管理及び物流機能の効率化・強化に努めます。

- ・受注から配送までの業務を一貫して効率運用できるグローバルベースでの物流・業務システムの再構築
- ・グループ会社間での情報管理システムの共有化
- ・自動制御ロジスティックシステム等の先進技術の導入検討

④ フードセーフティ・法令対応

当社グループは、世界各地を市場として「食」の向上に貢献する企業であります。したがって、各国ごとに異なる食品に関する法令・規制に漏れなく対応すると同時に、法令・規制対応に限定せず、取扱食品の安心・安全を担保するフードセーフティ(以下「F S」という。)活動は、必須かつ永続的な課題であります。

当社グループでは、情報収集とその分析・対応を迅速かつ正確に行う体制として、当社にホールディングカンパニーとしての総合的な統括部署を設置している他、各事業会社ごとにF S担当部署を設けております。また、事業部門にもF S担当部署との窓口担当者を配することで漏れの無い体制を構築しております。かかる組織体制により、まず事業部門の担当者が情報収集にあたり、その情報整理と対策に事業会社F S担当部署があたり、さらに全体を当社統括部署が監修し、必要に応じて社外の専門家を活用しながら、課題の設定やスケジュール管理を行う体制が整っております。これにより情報共有と業務連携が円滑に行われ、グローバルかつ網羅的なF S管理を可能にしております。

⑤ 財務戦略

当社グループでは、主要取引が米ドルを中心とした外貨取引であるため、為替リスク対応が重要な課題と認識しております。このため、グループ会社間における為替マリー(※)の活用や、三国間取引を行うことで為替リスクの極小化を図ってまいります。

また、当社グループの継続的成長を図る上で、資金調達力の強化は重要な検討事項であると捉えております。今後は公募増資、社債発行等資本市場からの直接金融による資金調達力も考慮の上、安定した財務基盤の構築に取り組んでまいります。

(※)外国為替の売り持高と買い持高を結びつけることによって、為替持高を相殺することを指します。

⑥ M& Aを活用した成長の追求

当社グループでは、これまで主にアジア食グローバル事業の拡充を目的として、成長性が高く、かつ、マーケット全体に占める割合の大きいアジア及び欧州において複数のM& Aを実施してまいりました。当連結会計年度におきましても、2021年2月に英国・スコットランドのInterlock Investments Limitedを連結子会社化いたしました。また、2022年1月には、シンガポールのBan Choon Marketing Pte. Ltd.を連結子会社化いたしました。既存事業の強化、及び当社グループが今後目指す新規事業の構築に寄与する投資機会がある場合には、デュー・ディリジェンスの実施によって財務・法務上の精査を十分行った上で、新規のM& Aを実施していくことが切要であると捉えております。

⑦ 新技術、パラダイムシフトへの対応

食品業界においても、AI、IoT、ロボット等新技術の急速な進歩により、一次産業の都市化・工業化(養殖の自動化、野菜工場等)や、サプライチェーンの自動化(生産・在庫管理、不良品選別・異物検出、配送車の自動運転等)の実用化が進行しております。また、冷凍技術の進歩で、天然物を空輸するより美味しい冷凍食品が提供されるようになりました。

このような新技術は、現在大きな社会問題となっている食品廃棄の削減にも大きな貢献が期待されています。当社グループは、今後こうした食品に関する新技術への研究・投資を検討課題とし、食を通じた社会への貢献を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2018年度 第72期	2019年度 第73期	2020年度 第74期	2021年度 第75期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	182,220	182,603	168,449	213,248
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,624	2,493	1,016	5,028
1株当たり当期純利益(円)	322.18	173.71	70.80	350.34
総資産(百万円)	83,719	96,587	113,606	141,769
純資産(百万円)	51,521	52,337	50,842	59,862

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

2. 第73期より、当社の国内連結子会社の退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。また、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)に基づき、第72期については各財務数値に対して遡及処理を行っております。なお、当連結会計年度より、当社及び一部の国内連結子会社は、一部を除き確定拠出年金制度へ移行しております。詳細は、「連結注記表 追加情報」をご覧ください。

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	本店所在地	資 本 金	出資比率 (%)	主要な事業内容
Wismettacフーズ株式会社	兵庫県	80 百万円	100	アジア食グローバル事業 農水産商社事業 その他事業
Wismettac Asian Foods, Inc.	米国	535 千米ドル	100	アジア食グローバル事業
Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada)	カナダ	10 千カナダドル	(※1) 100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	1,000 千シンガポールドル	100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Australia Pty Ltd	オーストラリア	1,000 千オーストラリアドル	100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Europe B.V.	オランダ	400 千ユーロ	(※1) 100	アジア食グローバル事業
Wismettac Harro Foods Limited	英国	600 千ポンド	(※1) 100	アジア食グローバル事業
慧思味達日本食品有限公司	中国	500 千香港ドル	(※1) 100	アジア食グローバル事業
SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH	ドイツ	70 千ユーロ	(※1) 100	アジア食グローバル事業
COMPTOIRS DES 3 CAPS	フランス	211 千ユーロ	(※1) 90	アジア食グローバル事業
COMPTOIRS OCEANIQUES (※2)	フランス	300 千ユーロ	(※1) 90	アジア食グローバル事業
Interlock Investments Limited (※3)	英国	0 千ポンド	(※1) 100	アジア食グローバル事業
Sco-Fro Group Limited (※3) (※4)	英国	1,000 千ポンド	(※1) 100	アジア食グローバル事業
愛品盟果業貿易（上海）有限公司	中国	3,000 千人民元	(※1) 100	農水産商社事業
SIM BA TRADING JOINT STOCK COMPANY (※5)	ベトナム	14,285 百万ベトナムドン	(※1) 30	アジア食グローバル事業

(※1) 間接保有による持分を含む比率であります。

(※2) COMPTOIRS DES 3 CAPSを持株会社とする事業子会社であります。

(※3) 株式の取得により、2021年2月20日付けで、連結子会社となっております。

(※4) Interlock Investments Limitedを持株会社とする事業子会社であります。

(※5) 持分法適用会社であります。

(7) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

事業	主要な事業内容
アジア食グローバル事業	日本食を中心としたアジア食品・食材の世界各国での卸売販売事業
農水産商社事業	生鮮青果・冷凍加工青果・水産物等の国内の卸売市場・量販店・外食及び中食産業・食品メーカー等に対する輸入卸販売、国産青果物の輸出、及び三国間貿易
その他事業	海外有名ブランド食品・キャラクターを用いたオリジナル商品販売事業、サブリメント販売、及びカタログ通販事業

(8) 主要な事業所等

① 当社

東京本社 東京都中央区

(登記上の本店所在地 兵庫県神戸市)

② 子会社

(6) 重要な子会社等の状況に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況(2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
アジア食グローバル事業	1,507名	52名増
農水産商社事業	159名	2名減
その他事業	54名	0名
全社(共通)	93名	5名減
合計	1,813名	45名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
 2. 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
50名	9名増	41.4歳	4.2年

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であります。

2. 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先(2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	14,170 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11,445
株式会社みずほ銀行	7,305
三井住友信託銀行株式会社	6,000
農林中央金庫	4,000
株式会社りそな銀行	3,000
株式会社静岡銀行	2,000
株式会社日本政策投資銀行	1,725
株式会社八十二銀行	1,000
株式会社百十四銀行	1,000

(注) 上記の借入額には、各行の海外現地法人等からの借入額を含んでおります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd.は、2022年1月7日付けでシンガポールに所在するBan Choon Marketing Pte. Ltd.の株式100%を取得し、同社は連結子会社となりました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
 (2) 発行済株式総数 14,353,140株 (自己株式数153株を含む)
 (3) 株主数 5,265名
 (4) 大株主

(2021年12月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
多津巳産業株式会社	6,235 千株	43.4 %
洲崎 良朗	2,910	20.3
公益財団法人洲崎福祉財団	1,300	9.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	560	3.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	543	3.8
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	260	1.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	217	1.5
GOVERNMENT OF NORWAY	187	1.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	173	1.2
FIDELITY INVESTMENT TRUST : FIDELITY JAPAN FUND	137	1.0

(注) 持株比率は、自己株式153株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

当社は、新株予約権を発行しておりません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2021年12月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
洲崎 良朗	代表取締役 会長兼社長CEO	Wismettacフーズ株式会社 代表取締役会長 Wismettac Asian Foods, Inc. Director Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada) Director
辻川 弘	取締役	Wismettacフーズ株式会社 代表取締役社長 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 董事長兼総経理 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 董事 NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director 慧思味達日本食品有限公司 Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Wismettac Harro Foods Limited Director SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director COMPTOIRS DES 3 CAPS Director
佐々祐史	取締役CFO	Wismettac Asian Foods, Inc. Director NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director 慧思味達日本食品有限公司 Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Wismettac Harro Foods Limited Director SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director COMPTOIRS DES 3 CAPS Director
行徳セルソ	取締役 グローバルCDO	Wismettac Asian Foods, Inc. Director & Officer COMPTOIRS DES 3 CAPS Director コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
木村 敦彦	取締役 (常勤監査等委員)	Wismettacフーズ株式会社 監査役 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 監事 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 監事
能見 公一	取締役 (監査等委員)	スパークス・グループ株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員） 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問
大村 由紀子	取締役 (監査等委員)	The Private Infrastructure Development Group Limited Director GuarantCo Limited Chair of the Board of Directors Assured Guaranty Ltd. Director HSBC Bank plc Director

- (注) 1. 監査等委員でない取締役佐々祐史氏は、2021年4月1日より取締役CFOとなりました。
2. 監査等委員である取締役能見公一及び大村由紀子の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役木村敦彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社の監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 木村敦彦、委員 能見公一、委員 大村由紀子
5. 監査等委員である取締役木村敦彦氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、実効性ある監査を可能とができるものと考えているからであります。
6. 当社は、監査等委員である取締役能見公一及び大村由紀子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査等委員である取締役大村由紀子氏は、2022年2月にGuarantCo LimitedのChair of the Board of Directorsを退任し、The Private Infrastructure Development Group LimitedのSenior Independent Directorに就任しております。
8. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。2021年12月31日現在の執行役員は4名で、NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director 磯田誠一郎、会長室長兼経営企画部長 新開裕之、人事担当 馬場竜介、グループガバナンス・ビジネスエシックス部長 渡邊宏実で構成されています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役能見公一氏及び大村由紀子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）がなされたことにより、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金等）を当該保険契約にて補填することとしております。

ただし、補填額には限度額が設けられており、また被保険者の故意による犯罪行為、背信行為もしくは詐欺行為または故意による法令違反や被保険者が法的な権利なく得た私的利息や便宜供与等に起因した損害等は補填されないなどの一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針の決定方法

取締役の報酬等の決定に関する方針は、取締役会にて承認する方法にて決定しております。

2. 基本方針

■ 報酬の考え方

当社及び当社の子会社(海外を含む)の取締役をはじめとする当社グループの経営幹部の業績向上に対する意識や士気を十分に高めるとともに、社内外のステークホルダーに対して合理的に説明可能なものとする。

国籍を含めて多様な当社グループの経営幹部が一体感を持ち、グループ全体としての持続的な企業価値向上に資するものとする。

■ 報酬水準

当社グループの経営幹部の職責及び職務経歴、業績等に応じ、グローバルベースでの競争力の観点に鑑みた上で、各国の市場水準と比較しても遜色のない報酬水準とする。

■ 報酬構成概要

報酬は、基本報酬、積立型退任時報酬、短期インセンティブ賞与、長期インセンティブ(株式報酬)で構成する。

■ 報酬ガバナンス

報酬水準・構成の妥当性を担保する観点から、社外役員が過半数を占める報酬諮問委員会を設置し、監査等委員でない取締役に関して、その役員報酬の在り方及び個別役員報酬について継続的に審議・モニタリングしていくこととする。

3. 報酬構成

年次業績向上及び年度毎の企業価値向上に対する貢献活動へのインセンティブとして短期インセンティブ賞与を、企業価値向上へのインセンティブ及び株主とのアライメントを図るものとして長期インセンティブを導入する。短期・長期の双方のインセンティブがあることで、健全なインセンティブとして機能させることを狙う。なお、報酬等の種類毎の比率は、その方針として、予め一義的な割合を定めていない。

- イ 基本報酬：職責に応じた額を毎月支給。
- 積立型退任時報酬：職務執行の対価として基本報酬の10%に相当する金額を積み立て、役員の退任時にその累積額を算出し支給。なお、役員が当社グループに重大な損害を与えた場合、委任契約等に反する重大な違反があった場合等には、取締役会決議または監査等委員である取締役の協議により、減額あるいは不支給とすることができる。
- ハ 短期インセンティブ賞与：市場競争力のある報酬水準を維持する観点からターゲット型インセンティブの賞与を業績に基づき監査等委員でない取締役に対し支給。標準賞与額をそれぞれの職責に応じて基本報酬の20%～50%程度で設定し、実賞与額はそれぞれの年度業績に応じ標準賞与額の最低0%、最大200%の範囲で決定する。業績は全社、部門(担当)、個人についてそれぞれ20%～100%、0%～60%、0%～20%の範囲の割合で職責ごとに設定し、その業績結果及び賞与額については報酬諮問委員会で審議する。なお、当該業績結果は、対象年度の単年度業績だけでなく、中長期の観点における企業価値向上への貢献活動のうち当該年度の活動分についても対象とする。
- 二 長期インセンティブ(株式報酬)：企業価値と連動し、いかなる株価・業績状況においても株主との利益共有が図れる、業績条件なしの事後交付型株式報酬とする。中長期の企業価値向上に資するための長期インセンティブという観点から、付与から3年後以降に権利確定する設計とする。具体的な内容としては、各対象取締役の職責の大きさに応じて、監査等委員でない取締役については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定される基準金額に、予め定められた算定式に基づいて、対象取締役ごとに割り当てる当社普通株式が決定される。対象取締役に対して割り当てる当社普通株式総数は、監査等委員でない取締役については年66,000株を、監査等委員である取締役については年4,000株を上限とする。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の金銭報酬(基本報酬、積立型退任時報酬及び短期インセンティブ賞与)の額は、2021年3月30日開催の第74回定時株主総会において年額400百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬とは別枠で、当該株主総会において長期インセンティブ(株式報酬)の額は年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名あります。

監査等委員である取締役の金銭報酬(基本報酬及び積立型退任時報酬)の額は、2021年3月30日開催の第74回定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬とは別枠で、当該株主総会において長期インセンティブ(株式報酬)の額は年額20百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名、うち社外取締役は2名であります。なお、社外の監査等委員である取締役2名については引き続き固定の基本報酬のみを支給いたします。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長兼社長CEO洲崎良朗に対し各取締役の基本報酬、積立型退任時報酬、短期インセンティブ賞与、及び長期インセンティブ(株式報酬)の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について審議しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会が、内容について審議を行っているため、取締役会は当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断いたしました。

⑤取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)						対象となる 役員の員数 (人)
		基本 報酬	積立型 退任時 報酬	短期イン センティブ 賞与	長期 インセン ティブ	退職 慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	203	128	9	34	20	11	10	4
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	51 (20)	45 (20)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	0 (-)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	255 (20)	174 (20)	11 (-)	35 (-)	21 (-)	12 (-)	11 (-)	7 (2)

(注) 1. 非金銭報酬等として取締役に対して長期インセンティブ(株式報酬)を支給しております。

2. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。なお、当社は第74回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、積立型退任時報酬を導入しております。上記報酬額に含まれる役員退職慰労引当金の増加額は、役員退職慰労金制度廃止前に計上したものであります。
3. 上記報酬等の額のほか、2021年3月30日開催の第74回定時株主総会の決議に基づき、当事業年度中に監査等委員でない取締役3名及び監査等委員である取締役1名に対し、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給として、監査等委員でない取締役には合計183百万円、監査等委員である取締役には4百万円を支給することいたしました。4名は引き続き当社グループに在職しており、役員退職慰労金の支給の時期は退任時といたします。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	重要な兼職先及び兼職内容
取締役 (監査等委員)	能見 公一	スパークス・グループ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員） 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問
取締役 (監査等委員)	大村 由紀子	The Private Infrastructure Development Group Limited Director GuarantCo Limited Chair of the Board of Directors Assured Guaranty Ltd. Director HSBC Bank plc Director

(注) 各社外役員の兼職先と当社グループとの間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役会出席回数(出席率)		
監査等委員会出席回数(出席率)		
取締役 (監査等委員)	能見 公一	農林中央金庫や株式会社あおぞら銀行における経営や株式会社産業革新機構における投資活動を通じた新規事業の育成及び企業の自己変革の支援等の業務に携わってきた幅広い経験と見識に基づく経営全般の監視と有効な助言を期待しておりましたところ、当社取締役会、監査等委員会において、当該視点から積極的な発言をいただき、当社の監査等委員である取締役として適切な役割を果たしていただいております。 また、任意の報酬諮問委員会の委員長を務め、報酬決定等にかかる適切な意見を述べるとともに、業務執行の適切な評価を通じ、監査等委員である取締役や経営幹部の監督を行っております。
取締役会 出席回数	15回/15回 (100%)	
監査等委員会 出席回数	13回/13回 (100%)	
取締役 (監査等委員)	大村 由紀子	外資系金融機関や国際農業開発基金等の国際的な公的金融機関において、金融業務や経営に携わってこられた豊富な国際経験と「食」に対する高い見識に基づく経営全般の監視と有効な助言を期待しておりましたところ、当社取締役会、監査等委員会において、当該視点から積極的な発言をいただき、当社の監査等委員である取締役として適切な役割を果たしていただいております。 また、任意の報酬諮問委員会の委員長を務め、報酬決定等にかかる適切な意見を述べるとともに、業務執行の適切な評価を通じ、監査等委員である取締役や経営幹部の監督を行っております。
取締役会 出席回数	15回/15回 (100%)	
監査等委員会 出席回数	13回/13回 (100%)	

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

57百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

57百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り額算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の連結子会社のうち、一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守するとともに「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割及び責任を明確にします。取締役及び使用人は、全社、各部門及びグループ各社の単位で、これらの関連規程に服することを徹底することとします。
- ・取締役及び使用人が、法令、定款または関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会、取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化することとします。
- ・グループガバナンス・ビジネスエシックス部は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めることとします。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の重要な意思決定または重要な報告に関しては、社内規定(文書管理規程)に従い、適切な管理を行い、取締役、監査等委員がこれらの文書を閲覧できるものとします。

③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社取締役及び子会社の取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行にかかる種々のリスク評価、識別、監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備します。
- ・当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、当該担当取締役は直ちに代表取締役に報告します。代表取締役は、必要に応じ代表取締役を対策本部長とするリスク対策本部を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーに相談し、損害の拡大を防止し、損害を最小限に食い止める体制を整備することとします。

④ 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会で、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にすることとします。
- ・取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとします。
- ・担当取締役は、担当する業務の執行状況を監督し、各部門の実施状況は、部門責任者が参加する会議にて評価することとします。

- ⑤ 当社の子会社の取締役その他取締役に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき管理、監督、指導を行い、子会社のガバナンスが確保できる体制を作ることとします。
 - ・子会社の重要な事項は、当社の経営企画部を経る形の稟議申請を行うこととし、業務の適正を確保することとします。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・監査等委員1名が常勤であることから、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人やグループガバナンス・ビジネスエシックス部との緊密な連携を実現できるものと判断し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置かないものとします。しかし、監査等委員会より求めがあつた場合には、必要な使用人を置くことで監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保することとします。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対し、監査等委員会の補助者としての職務においては、監査等委員会の指示のみに従うものとします。また、当該要員の人事異動、人事考課及び懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとします。
- ⑧ 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、及び前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事實を発見した時はただちに監査等委員会に当該事實を報告することとします。
 - ・また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)または使用人等に対し、報告を求めることがあります。
 - ・当社は、監査等委員会へ報告したことを理由とした不利益な処遇は一切行わないこととします。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)する際に生ずる費用の前払又は支払の請求をしたときは、速やかに処理するものとします。
- ⑩ その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、代表取締役社長、取締役(監査等委員である取締役を除く)、会計監査人及びグループガバナンス・ビジネスエシックス部長と隨時面談を行い、意見交換を実施するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組の状況

- ・当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの推進を行うため、「コンプライアンス規程」を制定いたしました。
- ・同規程の趣旨に則り、グループガバナンス・ビジネスエシックス部を設置しております。
- ・グループガバナンス・ビジネスエシックス部は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制が適切に整備・運用されていることを継続的にモニタリングしており、必要に応じてコンプライアンス会議を開催しております。また重要な問題が生じた場合には直ちに必要な対応を協議・決定した上で取締役会へ報告しております。
- ・法令違反等の未然防止のため、「内部通報規程」を制定するとともに、同規程に基づき、内部通報窓口を社内外に設置し、運用を開始しております。
- ・当社グループすべての役員、社員等が遵守すべき倫理規範として、「倫理規程」を制定いたしました。
- ・当社グループでは、取扱商品に関するフードセーフティに対応するため、グループ各社にフードセーフティを管理する部署を設置している他、グループ外の専門家等も活用し、情報収集とその分析を迅速に対応できる組織的な体制の構築に取り組んでおります。

② 情報の保存及び管理に関する取組の状況

- ・当社グループにおける顧客情報及び営業秘密の不正な取得、使用及び開示その他顧客情報及び営業秘密にかかる不正行為を防止するためにグループ共通の規程として「情報管理規程」を制定いたしました。
- ・同規程の下で、担当役員を総括管理責任者、総括管理責任者が任命した各部署員を情報管理者として、顧客情報及び営業秘密の適切な管理体制を構築、運用しております。
- ・当社グループがその事業遂行上取り扱う個人情報の適切な利用と保護のため、グループ共通の規程として「個人情報保護規程」を制定いたしました。
- ・同規程の下で、担当役員を個人情報管理責任者、個人情報管理責任者が任命した各部署員を個人情報管理者として、個人情報の適切な管理体制を構築、運用しております。
- ・上記の情報管理体制を維持するため、「情報システム管理規程」において、情報システム機器等に関するセキュリティの規定を定め、運用しております。
- ・このような顧客情報、営業秘密及び個人情報等の取扱いについては、隨時、役職員に対する指導、教育及び規程の周知徹底を行っております。

③ 内部監査に関する取組の状況

- ・「内部監査規程」に基づき、グループガバナンス・ビジネスエシックス部が、当社グループ各社の組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として監査を実施しました。また、それらの結果を定期的に取締役会に報告しております。内部監査においては、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

④ リスクマネジメントに関する取組の状況

- ・当社では、以下の組織体制により、当社において想定されるリスクに的確に対応できるよう努めています。

a. 取締役会

リスク管理に関する重要事項については、取締役会において審議決定を行っております。

b. リスク管理最高責任者

代表取締役は、リスク管理最高責任者として、リスク管理全般を推進・統括するとともに全部門に対してリスク管理の強化、推進に必要な改善を指示しております。

c. リスク管理責任者

本部長及び代表取締役直轄部門長は、リスク管理責任者として自部門のリスク管理を遂行しております。

d. リスク管理事務局

グループガバナンス・ビジネスエシックス部は、リスク管理事務局として関連部署と協働で当社のリスク管理全般に関する事項の検討・立案を行い、重要案件等については、取締役会に付議又は報告しております。

⑤ 職務執行の効率性の確保に関する取組の状況

- ・当期において、取締役会は15回開催され、法令及び「取締役会規程」に基づいて所要の事項の決議・報告並びに経営予算の進捗状況の確認等を行ったほか、取締役の業務執行について監督しました。また、社外取締役を含む取締役全員及び執行役員を交えて、当社グループの経営課題について議論を深めました。

⑥ 監査等委員会の監査の実効性の確保に関する取組の状況

- ・2016年3月の監査等委員会設置会社移行以降、監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が執行役員会、月次予決算会議、コンプライアンス会議等の重要な会議に出席したほか、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧しました。
- ・当期において、監査等委員会は13回開催され、監査方針及び監査計画の決定、監査基準等の策定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査等を行いました。
- ・監査等委員と代表取締役との意見交換を実施したほか、会計監査人との意見交換を隨時実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のため内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。その指標としては、配当性向を重要な指標とし、通期30%程度の連結配当性向を目安とさせていただきます。内部留保資金につきましては、M&Aや物流・システム投資・人材投資等、事業の拡大に必要な投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款第40条に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2022年2月28日開催の取締役会において、1株当たり70円とさせていただくことを決議いたしました。その結果、当事業年度の1株当たりの年間配当金は、中間配当金35円を含め、1株当たり105円となります。

なお、期末配当金のお支払開始日(効力発生日)は2022年3月16日(水曜日)とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	124,737	流 動 負 債	36,693
現 金 及 び 預 金	65,647	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	15,269
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	22,454	短 期 借 入 金	3,395
た な 卸 資 産	34,497	1年内返済予定の長期借入金	9,221
そ の 他	2,539	リ 一 ス 債	386
貸 倒 引 当 金	△402	未 払 法 人 税	3,347
固 定 資 産	17,032	未 賞 役 員 引 当 金	363
有 形 固 定 資 産	5,344	未 賞 役 員 引 当 金	1,279
建 物 及 び 構 築 物	2,909	未 賞 役 員 引 当 金	157
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	421	未 賞 役 員 引 当 金	15
工 具、器 具 及 び 備 品	357	固 定 負 債	3,256
リ 一 ス の 資 産	1,453	長 期 借 入 債	45,213
そ の 他	201	金 务 債	40,015
無 形 固 定 資 産	9,644	延 税 金	1,115
の れ ん	4,096	延 税 金	1,209
ソ フ ト ウ イ カ ア	290	賞 与 引 当 金	135
ソ フ ト ウ カ ア 仮 勘 定	790	株 式 報 酬 引 当 金	111
顧 客 関 連 資 産	4,415	退 職 給 付 に 係 る 負 債	131
そ の 他	51	の 他	2,494
投 資 そ の 他 の 資 産	2,043	負 債 合 計	81,906
投 資 有 価 証 券	262	(純 資 産 の 部)	
差 繰 入 保 証 金	893	株 主 資 本	56,755
延 税 金	746	資 本	2,646
そ の 他	148	剩 余 金	6,531
貸 倒 引 当 金	△7	利 益	47,578
		自 己 株 式	△0
		その他の包括利益累計額	2,684
		その他の有価証券評価差額金	8
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,666
		非 支 配 株 主 持 分	422
		純 資 産 合 計	59,862
資 产 合 计	141,769	負 債 及 び 純 資 産 合 計	141,769

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目			金 額
売上原価	高		213,248
売上総利	益		172,210
販売費及び一般管理費	益		41,037
営業外収益	益		33,736
受取利息及び配当金	益	56	7,301
為替差	益	195	
受取保険金	益	3	
貸倒引当金戻入	額他	2	
その他の		55	
業外費用			314
支払利息		373	
分方法による投資損失	額	8	
貸倒引当金繰入	額他	4	
その他の		24	411
経常利益			7,204
特別利益			
固定資産売却益		4	
退職給付制度改定益		174	179
特別損失			
固定資産除売却損失		18	
減損損失		22	40
税金等調整前当期純利益			7,343
法人税、住民税及び事業税	額	2,262	
法人税等調整		29	2,292
当期純利益			5,051
非支配株主に帰属する当期純利益			23
親会社株主に帰属する当期純利益			5,028

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集・通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,646	6,531	43,339	△0	52,517
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△789		△789
親会社株主に帰属する当期純利益			5,028		5,028
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連結子会社株式の売却による持分の増減		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	0	4,238	△0	4,238
当 期 末 残 高	2,646	6,531	47,578	△0	56,755

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当 期 首 残 高	1	0	△2,045	△18	△2,062	387	50,842
当 期 变 動 額							
剩 余 金 の 配 当							△789
親会社株主に帰属する当期純利益							5,028
自 己 株 式 の 取 得							△0
連結子会社株式の売却による持分の増減							0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6	9	4,712	18	4,746	34	4,780
当 期 变 動 額 合 計	6	9	4,712	18	4,746	34	9,019
当 期 末 残 高	8	9	2,666	—	2,684	422	59,862

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,125	流动負債	9,601
現金及び預金	31,450	1年内返済予定の長期借入金	9,000
売掛金	147	未払法人税等金	286
未収入金	34	未払引当金	40
関係会社短期貸付金	9,200	賞与引当金	110
その他の	292	役員賞与引当金	20
固定資産	9,067	株主優待引当金	15
有形固定資産	426	その他	127
建物	390	固定負債	27,354
工具、器具及び備品	36	長期借入金	26,225
無形固定資産	192	繰延税金負債	3
商標権	33	株式報酬引当金	43
ソフトウエア	159	その他の	1,081
投資その他の資産	8,448	負債合計	36,955
投資有価証券	35	(純資産の部)	
関係会社株式	4,215	株主資本	13,228
関係会社長期貸付金	3,554	資本剰余金	2,646
差入保証金	626	資本準備金	6,531
その他の	17	その他資本剰余金	3,015
		利益剰余金	3,515
		利益準備金	4,051
		その他利益剰余金	25
		繰越利益剰余金	4,026
		自己株式	4,026
		評価・換算差額等	△0
		その他有価証券評価差額金	8
		純資産合計	8
資産合計	50,193	負債及び純資産合計	50,193

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	3,210
売 上 総 利 益	3,210
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,058
営 業 利 益	1,152
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	101
為 替 差 益	85
そ の 他	7
	195
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	123
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4
	127
経 常 利 益	1,219
特 別 利 益	—
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	1
	1
税 引 前 当 期 純 利 益	1,217
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	57
当 期 純 利 益	1,159

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本				
	資本剰余金			利益剰余金	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	
当期首残高	2,646	3,015	3,515	6,531	25
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当期末残高	2,646	3,015	3,515	6,531	25

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	3,655	3,680	△0	12,858	1	1	12,859
当期変動額							
剰余金の配当	△789	△789		△789			△789
当期純利益	1,159	1,159		1,159			1,159
自己株式の取得			△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					7	7	7
当期変動額合計	370	370	△0	370	7	7	377
当期末残高	4,026	4,051	△0	13,228	8	8	13,237

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集・通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

西本Wismettacホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤恭治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀江泰介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西本Wismettacホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西本Wismettacホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

西本Wismettacホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤恭治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堀江泰介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西本Wismettacホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 憻本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、会社及び重要な子会社（Wismettac Asian Foods, Inc., Wismettacフーズ株式会社、NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd.）について重要な会議における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、その他の子会社については、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月28日

西本Wismettacホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	木 村 敦 彦	印
監査等委員	能 見 公 一	印
監査等委員	大 村 由紀子	印

(注) 監査等委員能見公一及び大村由紀子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、同制度の導入に備えるため、次とおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するため規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>< 新設 ></p>	<p>< 削除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>< 新設 ></p> <p>(附則)</p> <p>第1条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6ヶ月以内を経過した日、もしくは施行日から6ヶ月以内に開催する最後の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。</p> <p>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもつてこれを削除する。</p>	<p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされた結果、異論はございませんでした。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	すさき よしう 洲崎良朗 (1958年1月18日生) [再任] 所有する 当社株式の数 2,910,000株	1980年9月 モルガン銀行東京支店入社 1988年9月 当社取締役 1994年5月 当社代表取締役社長 2000年10月 アイピーエム西本株式会社（現Wismettacフーズ株式会社） 代表取締役会長 2012年3月 西本貿易株式会社（現Wismettacフーズ株式会社） 代表取締役会長（現任） 2017年3月 当社代表取締役会長CEO 2019年1月 Wismettac Asian Foods, Inc. Director（現任） Wismettac Asian Foods, Inc.(Canada) Director（現任） 2020年3月 当社代表取締役会長兼社長CEO（現任） [重要な兼職の状況] Wismettacフーズ株式会社 代表取締役会長 Wismettac Asian Foods, Inc. Director Wismettac Asian Foods, Inc.(Canada) Director

«監査等委員でない取締役候補者として選任した理由»

洲崎良朗氏は、1988年に当社取締役に就任、1994年より2017年まで代表取締役社長、その後は代表取締役会長CEO、2020年3月からは代表取締役会長兼社長CEOとして、当社グループの経営及び事業の拡大を牽引し、経営全般において、その役割・責務を適切に果たしております。これまでの長年にわたる当社グループ経営の経験と知見を活かし、今後も当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p>つじかわ ひろし 辻 川 弘 (1960年2月20日生)</p> <p>[再任]</p> <p>所有する 当社株式の数 一株</p>	<p>1984年4月 モルガン銀行東京支店入社 1990年1月 コンチネンタル銀行東京支店入社 1993年10月 西本貿易株式会社（現Wismettacフーズ株式会社）入社 2000年10月 アイピーエム西本株式会社（現Wismettacフーズ株式会社）転属 2002年4月 同社取締役 2006年3月 同社常務取締役 2009年3月 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 董事兼総経理 2017年3月 Wismettacフーズ株式会社 代表取締役社長（現任） 2017年4月 当社執行役員 2017年8月 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 董事長兼総経理（現任） 2019年3月 当社取締役（現任） 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 董事（現任） 2020年3月 NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director（現任） 慧思味達日本食品有限公司 Director（現任） NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director（現任） NTC Wismettac Europe B.V. Director（現任） Wismettac Harro Foods Limited Director（現任） 2020年5月 SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director（現任） 2020年7月 COMPTOIRS DES 3 CAPS Director（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] Wismettacフーズ株式会社 代表取締役社長 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 董事長 兼 総経理 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 董事 NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director 慧思味達日本食品有限公司 Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Wismettac Harro Foods Limited Director SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director COMPTOIRS DES 3 CAPS Director</p>

《監査等委員でない取締役候補者として選任した理由》

辻川弘氏は、1993年10月の当社グループ入社以来、主に営業部門に携わり、当社グループの事業に関して豊富な経験と実績を有しております。また、2017年3月からは、当社の主要子会社であるWismettacフーズ株式会社の代表取締役社長に就任し、当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。同氏の経験と実績から、当社グループの事業拡大に推進していくにあたり、重要な職務を遂行していくことが期待されます。以上のことから、当社の監査等委員でない取締役として適任であると判断し、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>ささ ゆうじ 佐々祐史 (1962年10月11日生)</p> <p>[再任]</p> <p>所有する 当社株式の数 1,800株</p>	<p>1985年4月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）入行 2011年11月 西本貿易株式会社（現Wismettacフーズ株式会社）取締役 2015年4月 西本連合食品商貿（上海）有限公司（現慧知旺食品商貿（上海）有限公司）董事 2016年3月 当社グループ管理副本部長 2016年4月 当社執行役員 2017年5月 Wismettac Asian Foods, Inc. Director & Officer, Vice President 2018年2月 Wismettac Asian Foods, Inc. Officer, Vice President 2019年3月 当社取締役（監査等委員） Wismettacフーズ株式会社監査役 2020年3月 当社取締役 Wismettac Asian Foods, Inc. Director (現任) NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director (現任) 慧思味達日本食品有限公司 Director (現任) NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director (現任) NTC Wismettac Europe B.V. Director (現任) Wismettac Harro Foods Limited Director (現任) 2020年5月 SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director (現任) 2020年7月 COMPTOIRS DES 3 CAPS Director (現任) 2021年4月 当社取締役CFO (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] Wismettac Asian Foods, Inc. Director NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director 慧思味達日本食品有限公司 Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Wismettac Harro Foods Limited Director SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director COMPTOIRS DES 3 CAPS Director</p>

«監査等委員でない取締役候補者として選任した理由»

佐々祐史氏は、2011年11月の当社グループ入社以来、当社及びグループ会社において、執行役員並びに取締役として管理部門を中心とした職務に携わった後、2019年3月より監査等委員である取締役として、業務執行に対する監督及び監査の職務を担いました。2020年3月からは監査等委員でない取締役として、当社グループ全体における管理部門全般を統括しております。同氏の経験と実績から、グループ全体における管理部門全般における重要な職務を遂行していくことが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p>ぎょうとく せるそ 行徳セルソ (1959年1月3日生)</p> <p>[再任] 所有する 当社株式の数 一株</p>	<p>1983年12月 ブラデスコ銀行入社 1985年1月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア）シニアマネージャー 1996年3月 東芝アメリカ電子部品社 情報システムディレクター 1997年12月 i2テクノロジー・ジャパン株式会社（現ジェイ・ディー・エイ・ソフトウェア・ジャパン株式会社）ソリューションサービス・ヴァイスプレジデント 2004年5月 日産自動車株式会社CIO（チーフインフォメーションオフィサー） 2006年4月 同社執行役員CIO 2014年4月 同社常務執行役員CIO 2017年6月 同社監査役 2019年3月 当社執行役員グローバルCDO（チーフデジタルオフィサー） Wismettac Asian Foods, Inc. Officer コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年3月 当社取締役グローバルCDO（現任） Wismettac Asian Foods, Inc. Director & Officer（現任） 2020年7月 COMPTOIRS DES 3 CAPS Director（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] Wismettac Asian Foods, Inc. Director & Officer COMPTOIRS DES 3 CAPS Director コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）</p>

《監査等委員でない取締役候補者として選任した理由》

行徳セルソ氏は、情報システムの分野で長年にわたる豊富な経験を有するとともに、グローバルな経営経験も有しております。2019年3月の当社入社以来、グローバルCDOとして、当社事業のデジタル化を推進しております。同氏の経験と実績から、当社事業の変革における重要な職務を遂行していくことが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 洲崎良朗氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の子会社等である多津已産業株式会社において代表取締役の地位にあります。
 3. 当社は、再任となる各候補者を含む当社及び当社のすべての子会社(会社法に基づく子会社をいう)の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求(株主代表訴訟を含む)がなされたことにより、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金等)を当該保険契約にて補填することとしております。各候補者が監査等委員でない取締役に就任した場合、引き続き各候補者は当該保険の被保険者に含められることとなります。また、その任期中に当該保険契約の満期が到来いたしますが、引き続き各候補者等を被保険者とする同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	木村 敦彦 (1958年2月4日生) きむら あつひこ [再任] 所有する 当社株式の数 1,000株	1980年4月 アーサーアンダーセン会計事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所 2001年5月 同所パートナー 2005年6月 当社取締役 2009年3月 愛品盟果業貿易（上海）有限公司監事（現任） 2010年10月 西本貿易株式会社（現Wismettacフーズ株式会社）取締役 西本連合食品商貿（上海）有限公司（現慧知旺食品商貿（上海）有限公司）監事（現任） 2012年3月 当社執行役員 2016年3月 当社取締役グループ管理本部長 2017年3月 当社取締役CFO 2020年3月 当社取締役（監査等委員）（現任） Wismettacフーズ株式会社監査役（現任） [重要な兼職の状況] 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 監事 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 監事 Wismettacフーズ株式会社 監査役

《監査等委員である取締役候補者として選任した理由》

木村敦彦氏は、2005年6月の当社入社以来、執行役員並びに取締役として、当社グループの管理部門全般を統括してまいりました。当社グループの事業に関する豊富な経験を活かし、2020年3月より当社の監査等委員である取締役に就任し、その役割・責務を適切に果たしております。今後も監査等委員である取締役として業務執行に対する監査及び監督の職務を遂行することが期待されます。以上のことから、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	のうみ きみかず 能見公一 (1945年10月24日生) [再任] [社外取締役] [独立役員] 所有する 当社株式の数 一株	1969年4月 農林中央金庫入庫 1999年6月 同金庫常務理事 2002年6月 同金庫専務理事 2004年6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長 2006年6月 株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長 2007年2月 同行代表取締役会長兼CEO 2009年7月 株式会社産業革新機構代表取締役社長CEO 2015年7月 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問（現任） 2016年3月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2017年6月 スパーカス・グループ株式会社社外取締役 2020年6月 スパーカス・グループ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス社外取締役（監査等委員）（現任） [重要な兼職の状況] スパーカス・グループ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員） 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問

《監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割》

能見公一氏は、農林中央金庫及び株式会社あおぞら銀行にて金融業の経営に、また株式会社産業革新機構において投資活動を通じた新規事業の育成及び企業の自己変革の支援等の業務に携わってこられました。2016年3月より当社の監査等委員である社外取締役に就任し、その役割・責務を適切に果たしております。今後も豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営全般の監視と有効な助言が期待されます。以上のことから、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>おおむら ゆきこ 大村由紀子 (1955年7月4日生)</p> <p>[再任] [社外取締役] [独立役員]</p> <p>所有する 当社株式の数 一株</p>	<p>1980年8月 米州開発銀行入行 1984年8月 モルガン銀行東京支店入社 1994年5月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社 1996年3月 UBS証券株式会社入社 1998年8月 ドレスナー・クラインオート・ワッサーライン証券会社入社 2004年3月 多数国間投資保証機関 長官・CEO 2010年2月 國際農業開発基金 事務次官・COO 2013年1月 GuarantCo Limited Director 2014年5月 Assured Guaranty Ltd. Director (現任) 2016年3月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2018年1月 GuarantCo Limited Chair of the Board of Directors 2018年3月 The Private Infrastructure Development Group Limited Director 2018年5月 HSBC Bank plc Director (現任) 2022年2月 The Private Infrastructure Development Group Limited Senior Independent Director (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] The Private Infrastructure Development Group Limited Senior Independent Director Assured Guaranty Ltd. Director HSBC Bank plc Director</p>

《監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割》

大村由紀子氏は、外資系金融機関や国際的な公的金融機関において、金融業務や経営に携わられ、現在も複数の海外企業の取締役に就任されています。2016年3月より当社の監査等委員である社外取締役に就任し、その役割・責務を適切に果たしております。今後も豊富な国際経験と幅広い見識に基づいた経営全般の監視と有効な助言が期待されます。以上のことから、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、能見公一氏及び大村由紀子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。なお、能見公一氏及び大村由紀子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、再任となる各候補者を含む当社及び当社のすべての子会社(会社法に基づく子会社をいう)の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求(株主代表訴訟を含む)がなされたことにより、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金等)を当該保険契約にて補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き各候補者は当該保険の被保険者に含められることとなります。また、その任期中に当該保険契約の満期が到来いたしますが、引き続き各候補者等を被保険者とする同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。
4. 能見公一及び大村由紀子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出でております。なお、能見公一氏及び大村由紀子氏の再任が承認された場合には、独立役員の届出を継続する予定であります。
5. 能見公一及び大村由紀子の両氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

各取締役に特に当社が期待する知見・経験領域（最大3つ）								
氏名	Vision (会社の長期的健全性と成長のビジョン・戦略)		Execution (戦略の実行)			Risk Management (適切なリスク管理)		
	ミッション 戦略策定	ESG SDGs	グローバル 経営	組織・人事	DX	財務・会計	法務・知財	コンプライ アンス・ コードセーフティ
洲崎 良朗	●		●				●	
辻川 弘			●	●				●
佐々 祐史				●		●		●
行徳セルソ	●		●		●			
木村 敦彦		●				●		●
能見 公一	●			●			●	
大村由紀子		●	●			●		

以上

〈メモ欄〉

地上ルートでお越しの場合

会場入口は2カ所となります。他の日本橋室町三井タワー入口からはご入場いただけませんのでご注意ください。下記の図をご参照いただきお越しください。



地下ルートでお越しの場合

三越前駅と新日本橋駅は地下通路でつながっており、日本橋室町三井タワー地下入口に直結しています。天候の悪い日でも雨にぬれずにお越しいただけます。下記の図をご参照いただきお越しください。

「三越前」駅
地下通路からの
アクセス



- 1 日本橋方面改札を出て右に進みます。



- 2 J R 線、銀座線方面へしばらく直進します。



- 3 室町三丁目方面改札を出てJ R 線方面へ。



- 4 J R 新日本橋駅の看板を左に曲がります。



- 5 正面のビルが日本橋室町三井タワーです。

「新日本橋」駅
地下通路からの
アクセス



- 1 改札を出て左に進みます。



- 2 開けた三叉路を左に曲がります。



- 3 三越前駅方面へ進みます。



- 4 三越前駅の手前で右に曲がります。



- 5 正面のビルが日本橋室町三井タワーです。



株主総会会場 ご案内図

開催日時

2022年3月30日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
日本橋室町三井タワー3階
室町三井ホール&
カンファレンス ホール
TEL : 03-6870-2012



となりに日本橋三井タワーがございます。
お間違えのないようご注意ください。

交通のご案内

東京メトロ銀座線・半蔵門線
「三越前」駅より地下直結
JR横須賀線・総武快速線
「新日本橋」駅より地下直結



前ページに地上および地下からの詳細なルートのご案内がございます。ぜひご覧ください。

西本Wismettacホールディングス株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

